

各サービス付き高齢者向け住宅補助事業者 殿
各サービス付き高齢者向け住宅開設予定事業者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長
佐々木 慎 吾
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する補助事業により取得した財産
に係る抵当権設定の取扱いについて (通知)

平素より、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

東京都ではサービス付き高齢者向け住宅の整備に係る補助事業を行っているところですが、補助事業により取得した財産の目的外使用・譲渡・交換・貸付・担保供用等 (以下「財産処分」という。) に当たっては、事前に東京都知事の承認を受けることを補助条件としております。

近年、承認手続を経ずに財産処分を行っていた事案が発生していることから、財産処分に係る適正な事務手続及び補助事業の執行が図られるよう、「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業補助金」、「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金」及び「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金 (医療・介護連携強化加算)」における財産処分の取扱いについて、改めて下記のとおり周知いたします。

記

1 財産処分の制限等について

東京都補助金等交付規則 (昭和 37 年東京都規則第 141 号) 第 24 条においては、「補助事業者等が補助事業等により取得し、または効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額または当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。」と定めているところです。

補助金等の交付を受けて取得した財産等 (以下「補助財産」という。) に、抵当権の設定 (担保供用) を行う場合においては、事前に知事の承認が必要となります。また、抵当権等が実行に移される際には、交付を受けた補助金相当額を都に納付する必要があります。

なお、根抵当権の設定については、いかなる場合も認めておりません。(補助の対象外)

2 財産処分の種類

転用	補助金等の交付の目的に反して、補助財産を使用すること。
譲渡	補助財産の所有者が変わること。
交換	補助財産を第三者が所有する財産と交換すること。
貸付	補助財産の使用者が変わること。
抵当権の設定・質権の設定	補助財産を担保に供すること。
取壊し	補助財産 (施設) の使用を中止し、取り壊すこと。
廃棄	補助財産 (設備) の使用を中止し、廃棄すること。
登録の抹消等	補助対象財産の登録が抹消される又は補助事業の要件を満たさなくなること。

【担当】 東京都福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課
高齢者住宅担当 市川・後藤
163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 : 03-5320-4273 (内 33-555)